

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

第2回 熊本市市民公益活動支援基金運営委員会会議録概要（案）

日 程：平成24年6月25日（月）14:00～16:00

場 所：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと セミナー・会議室

出席者：明石委員長、前田副委員長、木下委員、水野委員、宮本委員、
平塚委員、石櫃委員

明石委員長	<p>議事次第に従って進めさせていただきます。</p> <p>第1回の運営委員会において考え方を事務局で整理し、委員会において確認したもの、並びに委員会において審議決定したもの等について、まとめて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>・助成対象について</p> <p>議題1ですが、資料2の2ページをご覧ください。2の助成対象となる団体（2）の細目につきまして、事務局で整理いたしまして第1回の運営委員会でご確認いただきました。ご確認いただいた件を赤囲みにて表示をしております。また、事務局より審議事項として提示をして、協議いただいたものを青色の枠囲みにて表示しておりますので、合わせてご確認ください。</p> <p>・助成の制度 第12条 1号から4号について</p> <p>次に、6ページをご覧ください。事務局で考え方を提示するようにと指示のあったものを、記載しております。5ページに戻りまして、制度に、助成事業の対象要件を規定いたしました第12条があります。これにつきましては、判断の整合性を取る必要があるために、一定の基準を示すようにとの指示がございました。その内容につきまして、6ページに12条の各号を抜粋して記載をしております。12条の1号から4号までは、申請された事業により、個別に判断いただきます。</p> <p>・助成の制度 第12条 5号 金品についての考え方</p> <p>5号につきましては、金品を支給するという場合の金品とはという基準についてお尋ねがございました。その説明としまして、青い囲みの中に記載していますように、お金、品物を配布することを目的とした事業は対象外とし、事業の目的が他にあり、その結果の品物の配布については概ね認めることとし、運営委員会での必要性について審議していただくこととします。</p>

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

	<p>その下に、例示を示しております。</p> <p>寄附の告知や、募集の具体的な取り組みについてのご質問につきましては、第3回の運営委員会でお知らせいたしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
明石委員長	<p>①第1回運営委員会での決定事項確認</p> <p>それでは、第1回の委員会に出てきました様々な問題点を、事務局で整理していただいたものと、前回委員会でご確認いただいたもののご報告をいただきました。確認事項に関しましては、後ほどご確認ください。事務局としての考え方を整理した部分の6ページにあります。</p> <p>(ア) 第12条の1号から4号までは、このままでいいかと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員 了承)</p> <p>(イ) 第5号の“個人に金品を支給すること”という金品が、一体何にあたるのかということです。例を、いろいろ挙げていただいておりますが、この点につきまして委員の皆さまから何かご意見等ございましたら、よろしくお願いいたしますします。</p> <p>ポイントは、金品というよりはその使われ方だと思います。お金がダメとか、商品券がダメとかということだけでなく、その使われ方、主旨、目的ということを整理していただいているようです。商品、賞金についても、その出し方で事業によっては該当することになるのかと思われます。</p>
宮本委員	<p>配食サービスの場合ですが、就労の場としての記載がありますが、この就労というのは、どうでしょうか。</p>
平塚委員	<p>就労ではなく、ボランティアであるべきでしょう。就労というのは、おかしいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>これは、資料の書き方が誤解を与えるようなものになっておりまして、申し訳ございません。これは、就労ということを目的としているという事業ではなくて、目的が別にあり結果、配食サービスを行うというものです。</p>
宮本委員	<p>材料費や光熱費の実費のみが対象となるものであって、お弁当を作る方々はボランティアということでしょう。</p>
事務局	<p>事業としては、そのようなものが多いと思います。</p>
平塚委員	<p>お弁当屋を始めようという事業なのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業の目的が見守りであり、その結果の配食サービス事業をイメージしています。</p>
宮本	<p>その場合も、作る人たちはあくまでボランティアではないのでしょうか。</p>

委員	
事務局	このイメージは、例えば、地産地消や食と地域の方々がつながり、また見守りにつながることを目的とした事業をイメージしています。そこで作る人たちはボランティアかというのは、それぞれの事業で異なると思います。
前田副委員	例えば、お弁当を作るのに主婦の方が10人来られたとして、その仕組みとして500円は差上げますよという団体があったとして、その500円を補助してくれというような申請があれば、それを助成してくれというのは対象とはならない。つまり、その事業の内容をみての判断となるのではないのでしょうか。日当を出す費用を補助してくださいという申請はできないと思いますが、その活動の中で全体のお金の中から、日当の500円が出ていくようなことは、あるかもしれないですね。ケースによる判断が必要だと思います。
水野委員	あくまで、配るお弁当が金品にあたるかどうかということ判断するというのが論点ではないのでしょうか。
明石委員長	この金品が何になるかというのを一義的に判断するのは難しいと思いますので、これは個別に申請が出てくるその都度、委員の方々に判断することになるのかと思います。申請の際の活動の内容で判断するしかないかと思います。 具体的な事例に即して判断をしていくというように、整理したいと思います。 ケースごとの判断は、個別に審査会で判断していただくということで、よろしいでしょうか。 (委員、了承) ・スタートアップの範囲に関して 次に、2・3にありますスタートアップの範囲に関して、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。 この内容で、よろしいでしょうか。 (委員、了承) また、寄附の告知や募集については、第3回でお知らせするという事ですので、先に進みたいと思います。 ・議題2 助成対象事業について 資料2の7ページの基金実施要綱第6号から8号について 資料2の8ページ 助成対象経費について事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(7)号の説明 ・他の助成金の申請があるという場合 ①熊本市から他の助成を受ける可能性がある場合

	<p>熊本市から、他の助成金を受けている場合は、申請出来ません。また、熊本市からの他の助成金を申請中である場合申請は可能であるが、他の助成を受けるようになった場合は、当基金は取り消しとなります。</p> <p>②熊本市以外から助成を受ける場合</p> <p>わくわく基金の助成額+他の助成額が事業費を越えない場合は、他の助成を受けていても、当基金の申請は可能です。ただし、事業費から他の助成金額を引いた金額を限度とします。それより多い金額の助成が決定している場合には、減額となります。</p> <p>わくわく基金の助成額と他の助成額の合計が事業費を越えている場合は、わくわく基金の助成額をそのまま受ける場合には、他の助成額を減額していただきます。合計金額が、事業費を越えなければ、その金額が助成されます。</p> <p>わくわく基金と他の助成金の合計額が事業費を越える場合、他の助成額をそのまま受ける場合は、わくわく基金の金額が減額となります。</p> <p>他の助成金受給の確認方法としては、申請時の助成金交付申請書の3助成金申請額の部分に記載してもらうことで確認いたします。交付決定時及び事業報告書にても確認をすることといたします。</p> <p>(6)号の説明</p> <p>当該年度に完了する事業であるということで、市の指定した期間に開始して終わる事業であるということとします。事業の申請案内で指定いたしますが、平成24年度は10月15日から平成25年の3月31日を予定しています。</p> <p>(8)号の説明</p> <p>すでに着手した事業でないということも、同じことでもあります。</p> <p>*対象経費の説明</p> <p>①から⑥までの6項目となります。一覧表に対象となる項目を記載しております。以上です。</p>
<p>明石 委員長</p>	<p>第12条の6号から8号に関しまして、事務局よりご説明がございました。この説明に関しての質問はありませんか。</p>
<p>宮本 委員</p>	<p>助成金を他のところに申請中とか、申請して受給したとかは、どうやってわかるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し立てによって確認いたします。 申請の際に、予定があるかどうかを記載していただくということで確認をしたいと考えております。</p>
<p>前田 副委員</p>	<p>差し押さえ等をするわけではないので、返還といってもどうなのでしょう。</p>

明石委員長	自己申告しか、確認方法はないということでしょうか。 それが、事実と違っていたり、また他の部局で市が出したかどうかというのはわかるのでしょうか。
平塚委員	それは、わかります。ただし、団体の名前が一緒でなければわかりません。 また、校区自治協議会というのが、わかりにくいかと思います。校区自治協議会に出す補助金と助成金は、基本的には同じとなります。
水野委員	補助金と助成金が同じというのであれば、最初から申請は出来ないのではないのでしょうか。
事務局	補助金を受けている団体は、登録の際にどこかと組んで助成申請をする予定であるとしているので、申請は補助金を受けていない団体がするという事になります。
明石委員長	先ほどご質問のありました返還を求める場合、その求めに応じない場合はどうなるのでしょうか。
事務局	市の補助金交付規則に従っての手続きとなります。 返さない（返せない）と言われた場合は、訴訟をするしかないということになるかと思われまます。
明石委員長	他の助成金を受ける可能性のある場合、あと6号7号等についての考え方は、今説明のありました通りとなりますことをご承認いただけますでしょうか。 (委員、了承) では、先に進みたいと思います。 ・選考基準について それでは、議題の3番目、選考基準についてとなります。 資料は9ページです。それでは、事務局からの説明をお願いします。
事務局	・審査の概要について 選考基準の前に、10ページで審査の方法についての概要を説明いたします。 分野指定については、書類審査及びプレゼンテーション、団体指定助成ならびにスタートアップ助成に関しましては、書類審査で事業を審査していただきたいと思ひます。 ・選考基準について 選考基準につきましては、事務局にて二つの案を考えております。 A案は一次審査も点数で審査する方法です。

B案は、一次審査は選考基準を基に二次審査に進める団体の数だけ○をつけていただき、二次審査だけ採点する方法としております。

団体応援助成とスタートアップ助成につきましては、A案B案とも同じです。

選考基準につきましては、その項目やポイントについては、A案もB案も同じです。

*配点について

A案

1人100点満点で各項目20点の配点

・分野指定助成は二次審査のプレゼンテーションまで行い、その進出団体を一次審査で決定する。そのため、一次、二次とも50点ずつ配点します。

・団体応援助成とスタートアップ助成は、書類審査のみなので、各項目20点満点の一人100点満点となります。

B案

・分野指定の一次審査を点数制とせず、二次審査のみを他の助成と同じく各項目20点の100点満点で審査するというものです。あとは、A案と同じになります。

資料4 他都市の状況

他都市の選考基準を、参考資料として提示しております。熊本市の参考としたのは、札幌市となります。

・評価の基準の考え方

また、評価の基準の物差しとしまして、よい・ふつう・よくないというような形にして、ふつうの標準にあたるよりよいと感じたら加点をして、その逆の場合は減点をしていただくというように考えております。

・検討事項

事業採択の基準点をもたせるかどうかということが、検討事項となります。

<課題>

1) 基準点を持たせる場合

基準点を越えない事業については、助成が出来なくなります。

団体応援の場合に、寄附者の意向が尊重できなくなる恐れがあります。

基準点を、何点にするのかということも、課題となります。

2) 基準点を持たせない場合

効果が薄いと思われる事業であっても、団体助成の場合は助成をせざるを得なくなります。

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

明石委員長	<p>確認ですが、基準点というのは、それを設けた場合、基準点に満たなければ助成をしないということがあるということでしょうか。そうすると、寄附者の意向に反する結果になるが、それでいいのでしょうかという事でしょうか。</p> <p>このようなことを踏まえまして、ご質問・ご意見等よろしく申し上げます。</p>
石櫃委員	<p>10点と9点との違いなどは、わかりにくいのではないだろうかと思います。そうすると、感覚で判断ということになりはしないでしょうか。</p>
明石委員長	<p>極端に点数が辛い委員や、その逆が出てくるのではないだろうかという意見に対しては、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>次の第3回で決定していただくことは可能ですが、今回はどのような方向性で考えるかというのをを出していただきたいと思います。</p>
明石委員長	<p>では、一次の書類審査から点数を付けるのがいいのか、二次審査に進んだもののみ点数を付けた方がいいのか、どちらでしょうか。</p>
水野委員	<p>A案の場合は、審査した全団体が二次審査に進み、B案は一次審査した中から8団体を選んで二次審査へいくのでしょうか。</p>
事務局	<p>プレゼンテーションに進出するのは、時間の関係から8団体ほどになりますが、一次審査でも基準に沿って点数を付けて集計した結果、二次審査へ進むA案か、一次審査では点数まで付けるのではなく、二次審査へ進出できる数の団体を選ぶだけというB案を提案しました。</p>
明石委員長	<p>B案は、かなり感覚的に二次進出団体を選ぶということになり、かなりアバウトな判断になるかと思われま。一次審査でも点数を付けるA案か、かなり感覚的に選ぶB案でよいのかということになりますが、皆さまいかがお考えでしょうか。</p>
水野委員	<p>書類審査では点数をつけたが、実際を見たところこんなに点数をつけることもなかったということはあるかと思うので、ある程度感覚でよいのではないだろうかと思います。</p>
平塚委員	<p>書類審査は、事務局がするのではないのでしょうか。書類の精査は、事務局の範疇ではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局では、提出書類の内容の確認はしますが、事業申請の内容についての審査はいたしません。</p>
前田副委員	<p>作業量という問題もありますが、まず点数を付けるかどうかという事については、1項目10点というのは迷うのではないのでしょうか。優・良・可ぐらいであればいいのではないかと思います。あまり細かく刻んで点数をつけるのではなく、3段階か5段階ほどであれば点数をつけことはできるかと思います。また、審査結果につ</p>

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

	いて一次審査で点数をつけたものを持って、皆さんが集まって判断することは出来ると思います。
明石委員長	○×だけの審査よりも、その方が全体の結果を集計した際に、あまりにも判断が違う場合に検討することができると思います。それによって、団体の一次審査でのグレードを付けることが可能になると思います。
前田副委員	それと、判断をしやすくということであれば、この5項目を企画書の段階で明確に埋めてもらえると、判断しやすいと思います。団体の想いのたけだけを書かれても、判断しづらいと思います。書類が、審査しやすくしてもらえるといいのではないのでしょうか。
明石委員長	確かに、点数の付け方は10点という幅の広いものではなく、ふつう・よい・わるい・たいへんわるいというような判断の表を作成して、それに基づいて点数を付けるのがいいと思います。あまりにも、辛い判断や甘い判断というようなことがない方が、審査には適当だと考えます。
水野委員	そういう事であれば、一次審査のみ3段階評価とかで判断して、それを加味にて二次審査から点数付けをした方がいいのでしょうか。
明石委員長	事務局案が、一次審査と二次審査とも点数を付け、それを合算してということかと思いますが。事務局案のA・B案以外のC案として一次審査はおおざっぱに点数付けをして、二次審査は詳しく点数を付けて判断するという折衷案というようなものを出していただきました。
事務局	今の話を踏まえまして、次回の委員会にこれを整理した形で案を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
明石委員長	整理しますと、B案に参加という意見はほとんどなかったかと思いますが、一次、二次審査とも点数で審査するものの、重み付けを二次に置いた案を次回事務局より出していただくとなったものです。基準点については、どう考えましょうか。一定の基準を設定して、それに届かないものに関しては、どうした方がいいのでしょうか。事務局では、基準点を設定した場合、それに満たない事業が出てくるという想定があるのでしょうか。
事務局	チャレンジ協働事業の場合が、基準点が60点です。基金の基準点を5割と設定した場合には、かなり厳しいものになると想定されます。団体を育てるという観点からも、基準点を高めに制定するのは、どうかと考えます。
明石委員長	そうなると、基準点を高くしてしまうと団体を育てるという趣旨には反するというのでしょうか。
平塚委員	一定の基準点は必要ではないのでしょうか。少し基準点を低めにでも、設定はした方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。
石櫃委員	基準点は、やはり必要だと思います。一応、この事業は行政が執行しますので、市民の皆さまへ説明責任を果たせるように、基準点は必要ではないのでしょうか。

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

水野委員	基準点というのは、すごく難しいと思います。基準というのは、自分の中でいいのではないかという感覚で判断するので、点数としてはそんなによくないかもしれないけれど、光るものをもったものを選びたいと思うのですが、基準点を設定するという事は、そういうことがないようにするという事でしょうか。
平塚委員	基本的には、絶対評価を前提として基準点というものを設けるので、相対評価というものは、想定していないことになりますね。ただ、実際評価する場合には、相対評価をすることになるので、そうなるに基準点を低めに設定するというのが選選択肢だと思いますが、行政としては住民に対して説明責任がありますので、基準点というのは持っておきたいものであります。
明石委員長	公金を助成するという点、説明責任という点から、やはり基準点の設定が必要だというご意見かと思えます。基準点は設定するという事でよろしいでしょうか。細かい点については、次回に持ち越すということにしたいと思います。 選考基準については、C案というものが出てきましたので、この点をもう少し考えていただいて、配点方法についての検討を次回までにさせていただくという事でよろしいでしょうか。 (委員、了承) ・事業審査の方法について 「資料3」をご覧ください。 事業審査の方法について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	その前に、助成の枠についてご説明いたします。 資料3 1 助成枠 平成24年度の助成枠と、その割合をどうするかということです。案を、お示しております。
明石委員長	助成枠についての説明に対して、質問等ありましたらお願いいたします。
平塚委員	今年度の助成枠100万というのは、もう決定しているのでしょうか。1,000万の資本金なので、もう少し多く助成出来ないのでしょうか。
事務局	今年度の予算に、100万で計上してあるので、今年度の助成はこれ以上は出来ません。この中の分野とスタートアップの割合は調整できますが、全体額は決まっております。
石櫃委員	この基金が、基本的に寄附金を助成金ととなっておりますので、今年度100万円拠出しますと、来年度はまず今年度の寄附額から一旦、出資金をもともの1,000万円にまで戻す必要があります。
前田副委員	大きく取り崩すと、あとが大変になるということですね。

<p>明石 委員長</p>	<p>当初は、寄附も集まっておりませんので、とりあえず枠についてはこの形でいくし かないようですので、お認めいただけますでしょうか。 (委員、了承)</p> <p>・助成の審査 それでは、次に資料3の2ページにある助成の審査の分野指定の審査について、事 務局よりご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2 助成の審査 (1) 分野指定助成 A案B案で整理しておりますので、先ほどC案という提案もありましたので、こ れは考え方の案としてご説明したいと思います。また、この審査は平成24年度に 限ったものです。 <A案> 一次審査も、点数を付けて二次審査進出団体を決定するというものです。 事務局にて書類受付→委員での審査→一次審査→点数集計→二次審査進出団体 決定→プレゼンテーション(二次審査) *確認事項 ①一次審査の合計点で、自動的に一次審査通過団体を決めることとする。 ②一次審査通過団体の数は、一次審査の集計を基に、上位より助成枠相当の 団体数を出し、その2倍にあたる数の団体とする。 ③一次審査の点数と二次審査の点数の合計点により順位を決定する。 ④審査の結果、順位に従い助成内容及び助成金額を決定する。 <B案> 一次審査は、二次進出団体相当数に○を付けて決定するというものです。 事務局にて書類受付→委員での審査→一次審査→○の数集計→二次審査進出団 体を8団体決定→プレゼンテーション(二次審査) *確認事項 ①1団体15分のプレゼンテーションと仮定し、一次審査通過団体を8団体 とする。それぞれの運営委員が良いと思う8団体に丸を付ける。 ②一次審査通過団体の数は、一次審査の丸の付いた数を集計して、その数の 多い団体の上位より8団体とする。 ③一次審査の点数加点はせず、二次審査(申請書類及び公開プレゼンテーシ ョン)の点数の合計により順位を決定する。 ④順位に従い助成内容及び助成金額を決定する。 *確認事項 H25以降</p>

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

	<p>①分野ごとの順位をつけるのか、全体を通して順位をつけるのかを決める必要があります。</p> <p>②一次審査の結果、二次に進出する団体数を事前に調整する場（委員会）を設ける必要があるのかを決める必要があります。</p> <p>資料4の、他都市の状況に選考委員の決定範囲というのを示しておりますが、審査の過程等は委員会に一任されているという状況であります。</p> <p>以上です。</p>
明石委員長	<p>それでは、具体的な審査の手段ですが、先ほどの審議によりすでにB案については外すとなりましたので、A案をベースにした手段（例；C案）を、次回事務局より出していただくということよろしいでしょうか。</p> <p>次回に、是非必要なことがありましたら、お願いいたします。</p>
平塚委員	<p>助成枠の割り振りについてですが、スタートアップへの申請が多くあるのではないかと予想されますので、そこは流動的に次回示していただきたいと思います。</p>
前田副委員	<p>どれだけ申請があるのかによって、事情はまったく変わってくると思います。20も30も申請があるような場合には、その前捌きを事務方でしていただいて、一次審査を事務方でしていただく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。総額も含めて、調整が必要ではないかと思えます。そうでないと、審査がかなり大変だと思います。あまり設定をがちがちにしてしまうと大変と思えるので、ゆるく設定したものを提示してもらえるといいと思います。</p>
明石委員長	<p>では、本日検討したA案B案以外の案を提示していただくということですので、3回目に詳しくご審議をいただきたいと思えます。</p> <p>次に、4ページ（2）のスタートアップ助成と（3）団体応援助成について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（2）スタートアップ助成 事務局にて書類受付→委員での審査→一次審査→点数集計→助成団体決定 *確認事項 ①点数の合計の高いものから上位とした一覧表を作成する。 ②書類審査のみで助成を決定する。</p> <p>（3）団体応援助成 本年度は実施いたしません、流れは同じようになります。 事務局にて書類受付→委員での審査→一次審査→点数集計→助成団体決定 *確認事項 ①点数の合計の高いものから上位とした一覧表を作成する。 ②書類審査のみで助成を決定する。</p>

	<p>③団体応援寄附であっても、その申請内容に大きな格差があることも想定されるため審査をして、加算額をどのように割り振るかを判断するために順位をつける。</p> <p>以上です。</p>
<p>明石 委員長</p>	<p>団体応援助成等、寄附がどの程度集まるかもわかりませんので、現段階ではこの事務局案でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>実際に申請があってみないとわからない点が多いので、その時に個別に判断するしかないと思いますが、委員の皆さまご意見等ございますか。</p> <p>(委員、了承)</p> <p>3 審査の際の判断基準 ご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1) 事業費の調整について</p> <p>①原則は、資料2の4ページ「3助成の種類」の表に記載しているとおり、それぞれの助成区分ごとの上限額を限度とし助成を行う。 申請された金額を減額することは、基本的にないということです。</p> <p>②助成額を減額することが想定されるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の都合により減額する場合 ・全体的に一定率を減額してでも助成すべき公益的な事業がある場合 <p>これらのようなことがなければ、基本的には申請額での助成となるということです。</p> <p>(2) 分野の縦割りルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則的には、分野指定助成(6種類)のそれぞれの分野に寄附があった場合、寄附があった分野 ・ただし、分野の種類により、寄附額に著しく差がある場合については、運営委員会において協議し弾力的に運用できるものとする。 <p>(3) 審査における助成残額の調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の審査の結果、それぞれの分野やスタートアップ助成に残額がある場合は、市民公益活動の支援の視点から総合的に判断し、助成を行うことが妥当な場合において、それぞれの残額を合算し助成をできるものとする。 <p>※助成審査後、次点の事業を採択するには助成額が不足する場合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①残額は、他の区分と合算し、全体で考えた次点の事業を助成する。 ②残額は、助成額を減額して助成する。

	<p>③残額は、次年度に繰り越す。 以上です。</p>
明石 委員長	<p>今の説明に対して、何かご意見等ありますでしょうか。</p>
前田 副委員	<p>これは、平成25年度についての話でしょうか。それとも、今年度も関係ある話でしょうか。今年度は大して影響の無い話のようかと思いますが。総額全体での助成申請に対して、全体で1割くらい減額したら、あと2団体くらい助成出来ることになるというような感覚でしょうか。そんなことまで考えて、審査をするというのなら、とても大変だと思います。</p>
事務局	<p>平成25年度の助成事業の募集をかける前の委員会において、寄附の状況により助成枠を事務局案として提案し、委員会で助成枠を決定していただきたいと考えています。</p>
前田 副委員	<p>その助成枠を決めたとして、その通りに申請があるかどうかは分からないんですよ。募集の前に決めるのですか。申請があった後に、どのように助成するかは決めるのでしょうか。であれば、枠をいくりにするというような判断が、その段階で出来るのでしょうか。考え方は色々あると思います。それによって、浮かすことの出来る金額というのは、どのようにでも出来るというような話でしょうか。</p>
事務局	<p>まず、助成枠を決め、助成事業の募集を行うため、応募のあった事業について、審査を行い上位の団体から順番に助成は決定していきます。基本的には、全ての場合において減額して助成するわけではありませんが、全体的に見て、次点の団体がとてもよい企画であるのに、助成枠の関係で今年度は助成が出来ないというようなことがあった場合の対応策として提案しました。</p>
前田 副委員	<p>話は、分からなくはないですが、かなり複雑なことになりそうな気がします。来年考えたらどうでしょう。</p>
石櫃 委員	<p>助成事業ですから、5団体しか選ばれないなら5団体、もしかしたら助成する数に満たないかもしれないのですから、少し気にしすぎるように思います。 団体の一番得意なところで勝負してこられると思うので、違う分野の次点をもってこられたりすると、他の選に漏れたところが、その分野で勝負すればよかったと後悔したりすることもありまして、平等性に欠けるのではないのでしょうか。きちんと募集した部分で、選考するのが肝要なのではないのでしょうか。</p>
明石 委員長	<p>他にご意見はありませんでしょうか。 委員の皆さまからのご意見からすると、やはり次点を上げるというのがわかりにくいかと思います。 次点でいいのが出てくるかどうか、想像でしかないので、確率の低い問題を検討</p>

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

	<p>するとかなりわかりにくいと思います。こういうことが、実際に起きてから考えればいいことであって、前もって考えるものではないというのが、委員の皆さまの意見ではないでしょうか。</p>
前田副委員	<p>基本的には、分野別の寄附に応じて募集するので、その枠に届くようにセールスして集めて、その分野は分野で勝負するというようにしておいてもらうのが楽かなという気がします。色々細かい調整をまかせられると、決めにくくなります。どうしても、この団体はどうにかしましよというような事が出てきたら、その時に考えてできるようにしましよくらいにしておいた方が、いいのではないのでしょうか。</p>
明石委員長	<p>石櫃委員も言われたように、そのような事を表に出してしまうと基準がぶれてしまうので、そのあたりの調整は難しいと思います。どうしても、次点だけれどでも助成したいという事業が出てきた時に考えたらどうかという程度にとどめておくのが、いいのではないのでしょうか。</p> <p>あと資料3の6ページ以降については、次回での審議事項となりますので、ご確認をお願いしておきます。</p> <p>次に、資料2になります。10ページに“事業申請時期及び事業期間について”とありますが、この説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>“事業申請時期及び事業期間について”の制度につきましては、制度案どおりとありますが、詳細は別紙スケジュール（案）としての資料8に記載したものです。通年スケジュールでいきますと、募集の時期は、前年度の1月から2月に行いまして、3月に審査会を行い、事業期間は4月から翌年の3月までとするということです。今年度につきましては、8月から助成申請の募集の受付を開始いたしまして、事業開始は助成が決定した10月の中旬以降から、来年の3月31日までということで、助成をいたします。</p> <p>スケジュールにつきましては、以上です。</p>
明石委員長	<p>ただ今の説明に関して、何かございますか。</p>
石櫃委員	<p>募集時期が1月から2月とありますが、この時期はまだ予算が確定していない時期です。これは、いかがでしょうか。</p>
平塚委員	<p>予算は確定していなくても、前年度の寄附金は確定しているため問題ないと思います。この事業は、前年度の寄附金をもって、助成金とするということです。その事を議会へきちんと説明できればいいことですので、その説明はしておきます。</p>
明石委員長	<p>それでは、この件はそのようにお願いしたいと思います。</p> <p>では、資料の12ページは次回の審議事項ですので、ご確認をお願いしておきます。</p> <p>それでは、次の議題（5）のその他の審議事項にいきたいと思います。配布しております資料の6をご覧ください。助成事業を募集するにあたり、決めておかなくて</p>

	<p>はならないことが、3項目ございます。その説明を、事務局よりお願いいたします。</p>												
<p>事務局</p>	<p>資料6をご覧ください。</p> <p>1つが、わくわく基金団体登録における複合体の考え方です。</p> <p>1 くまもと・わくわく基金団体登録における複合体の考え方</p> <p>(1) 基本的な方向性</p> <p>① 二重補助をしない。(熊本市から二重の補助をしない)</p> <p>② ①の規定に関わらず、運営補助金を受けている団体は受けていない団体との複合体は登録できる。</p> <p>(理由は、複数の団体で取り組むことにより、広域的な活動へとつながることや団体活動の広がりにつながるということ。)</p> <p>③ 行政などから助成を受けることができない団体を優先する。</p> <p>考え方としては、次のようになります。</p> <p>(2) 複合体の考え方</p> <p>運営補助金を熊本市から受けている団体は、熊本市から受けていない団体との複合体に限る。</p> <p>(3) 複合体における助成申請の代表団体について</p> <p>運営補助金を熊本市から受けていない団体を代表団体とする。</p> <p>[理由]</p> <p>① 代表団体に助成金の支払いを行うため、運営補助金を受けている団体が代表団体の場合は、市からの2重補助となってしまう。</p> <p>② 運営補助金を受けていない団体の育成を優先するため。</p> <p>このようなことから、代表団体は</p> <p>NPO法人・ボランティア団体・地域団体ということになります。</p> <p>2. スタートアップ助成の登録団体の基準日について</p> <p>スタートアップ助成の3年未満の基準日は、当該事業実施年度の4月1日とする。</p> <p>事業実施年度の4月1日現在で3年未満の団体は、その年度の助成事業について申請することができる。</p> <table border="1" data-bbox="443 1659 1246 1794"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>基準日 (H24年度事業)</th> <th>設立年月日</th> <th>該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>H24.4.1</td> <td>H21.4.1</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H24.4.1</td> <td>H21.4.2</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準日の考え方は、このように整理させていただきます。</p> <p>3. 暴力団排除条例に基づく調査の実施について</p> <p>基金制度を創設するにあたり、昨年度の庁内の意志決定ということで、経営戦略会議に次の意見がありました。</p>	例	基準日 (H24年度事業)	設立年月日	該当の有無		H24.4.1	H21.4.1	×		H24.4.1	H21.4.2	○
例	基準日 (H24年度事業)	設立年月日	該当の有無										
	H24.4.1	H21.4.1	×										
	H24.4.1	H21.4.2	○										

	<p>(1) 熊本市経営戦略会議の意見 制定予定の暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団などの不適切な団体の介入を防止するための具体的な措置を検討すること。 これを踏まえ、次のように整理しました。</p> <p>(2) 調査の実施の有無及び時期 助成事業申請のとき調査を実施する。</p> <p>(3) 団体に対する調査を行う理由</p> <p>① NPO法人以外の任意団体も対象とし団体の育成を図る。 ② NPOの信頼性を高める。 ③ 寄附者（市民や事業者）に対し、制度の透明性を担保する。</p> <p>(4) 調査の特例について 契約検査総室において、業者登録に未登録であるものとの契約の特例措置をしている下記の団体に対しては契約検査総室の取扱いに準じるものとする。 これらの団体については、調査はしないということになります。 以上です。</p>
<p>明石 委員長</p>	<p>その他の審議事項ということで、3点ご説明いただきました。 まず一つ目には、二重助成をしないということで、校区自治協議会等は複合体として助成のできる団体と組んで申請をするということです。二つ目が、スタートアップ助成の団体の基準日ということですが、今の説明にあったように整理をするということです。三つ目に暴力団排除条例に基づく調査の実施についてということです。 以上の説明に対して、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。</p>
<p>前田 副委員</p>	<p>二つ目と三つ目は、今の説明の通りだと思います。一つ目は、複雑でよくわからないので、主旨としては地域の校区団体等も参加できますよということでしょうか、しっかり説明をしてそのような団体も参加してもらうようにしないといけないと思います。悪気なく二重助成の申請をしてしまうこともあるかもしれないので、助成申請の段階できちんと説明する必要があるのではないのでしょうか。</p>
<p>明石 委員長</p>	<p>確かに二重助成が出来ないということは、しっかりとした説明をしないと、名前を変えて申請したりというようなこともあるかもしれません。 では、資料5の平成24年度の助成事業の募集のご案内をご覧ください。本日の審議内容で、修正することにもなるかと思しますので、確認の意味も含めて事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>助成事業のご案内となります。マーカー部分が、取り扱いが決まっていなかった部分です。ご確認をお願いします。 これらの内容について、案内に記載をいたします。</p>

第2回基金運営委員会会議録概要 H24.6.25

	以上です。
明石委員長	それでは、黄色のマーカー部分と皆さまで審議いただいた配点部分が変わりますので、それを反映したものを記載するということですが、なにかご意見等ありますでしょうか。
水野委員	スタートアップ助成の三年未満の確認の仕方としては、設立の日を明記した方がわかりやすいのではないかと思います。
事務局	分野指定とスタートアップ助成の割合については、程度という幅を持たせた記載の仕方でいいでしょうか。
明石委員長	では、この案内の記載についてこのように進めさせていただきます。 他になにかありましたら、お願いいたします。 では、ここで基金等の進捗状況の報告をお願いします。
事務局	現在、寄附のお申し出は、団体から3件、個人から3件の合計で125万円となっております。団体登録は、5月18日と6月13日の2回説明会を行いまして、合計で153団体223人の参加でした。まだ、助成の申請が先になるということもあり、登録は現在9団体です。相談は、毎日電話や来所であっておりますので、今後登録は増えていくものと思われます。また、今日お配りしております資料7は、団体登録の説明会で使用した資料ですので、参考にしていただきたいと思います。以上です。
明石委員長	では、最後に次回の日程を決めたいと思います。 次回の日程について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	第3回は、7月の下旬に開催したいと考えております。7月23日月曜日の午後か、7月24日火曜日の午前または午後で調整をさせていただきたいと思っております。
明石委員長	この3つの中から、日程を決めたいと思いますが、皆さまのご都合はいかがでしょう。
明石委員長	それでは、23日の午後ということによろしいでしょうか。 では、23日の午後2時からということによろしくお願いいたします。 日時・場所については、事務局より改めて連絡をお願いします。 本日は、皆さまから色々ご意見をいただきましたが、一番大きいのは審査の基準ということで、具体的には点数の付け方についてご意見をいただきました。基本的には、A案の変形版というC案という形で、皆さまから了解をいただきましたので、その中身を詰めて次回事務局より発表いただきたいと思います。 では、本日は大変お疲れ様でした。